

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス）【新旧対照表】

～2021年11月30日

2021年12月1日～

（令和3年10月28日現在）

（令和3年12月1日現在）

目次、第1章～第10章、別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの

5-1 適用

目次、第1章～第10章、別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1)～(5)（略）	（略）
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p style="padding-left: 2em;">機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>

区 分	内 容
(1)～(5)（略）	（略）
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p style="padding-left: 2em;">機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(7) 国内通話に関する料金の減免	<p>緊急通報用電話番号への通話については、第79条(利用料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

	<p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(7) 国内通話に関する料金の減免	<p>緊急通報用電話番号への通話については、第80条(ダイヤルアウト通信料の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

--	--

<p>(8) <u>当社の契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号への転送に関するダイヤルアウト通信料の適用</u></p>	<p>当社の電話等サービス契約約款第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）プラン2に係るIPセントレックス番号（本欄において、契約者指定番号発信サービスの通知番号のことをいいます。）から当該契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号（株式会社NTTドコモに番号指定された電気通信番号に限ります。）へ転送されたダイヤルアウト通信については、5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。この場合において当社が通知した契約者指定番号発信サービスの利用開始日が毎月24日までの場合は当該料金月から、25日以降の場合は翌料金月から本欄の規定を適用し、契約者指定番号発信サービス契約を解除した場合は、解除した日を含む料金月まで適用します。</p>
---	--

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和3年10月26日 APS1サ第00841636号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。